

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月15日
【報告者の氏名又は名称】 / 1	ピースヴィラ・エルピー (Peace Villa, L.P.)
【報告者の住所又は所在地】	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5402-3211
【事務連絡者氏名】	同上
[ 報告者の氏名又は名称 ] / 2	ハッピーコースト・エルピー (Happy Coast, L.P.)
[ 報告者の住所又は所在地 ]	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
[ 最寄りの連絡場所 ]	該当事項はありません。
[ 電話番号 ]	同上
[ 事務連絡者氏名 ]	同上
[ 代理人の氏名又は名称 ]	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
[ 代理人の住所又は所在地 ]	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
[ 最寄りの連絡場所 ]	同上
[ 電話番号 ]	03-5402-3211
[ 事務連絡者氏名 ]	同上

[ 報告者の氏名又は名称 ] / 3 カームシー・エルピー (Calm Sea, L.P.)

[ 報告者の住所又は所在地 ] 英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービシズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)

[ 最寄りの連絡場所 ] 該当事項はありません。

[ 電話番号 ] 同上

[ 事務連絡者氏名 ] 同上

[ 代理人の氏名又は名称 ] 株式会社フラッグシップアセットマネジメント  
直井 佳世子

[ 代理人の住所又は所在地 ] 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号

[ 最寄りの連絡場所 ] 同上

[ 電話番号 ] 03-5402-3211

[ 事務連絡者氏名 ] 同上

[ 報告者の氏名又は名称 ] / 4 フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B

[ 報告者の住所又は所在地 ] 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号

[ 最寄りの連絡場所 ] 同上

[ 電話番号 ] 03-5402-3211

[ 事務連絡者氏名 ] 直井 佳世子

[ 代理人の氏名又は名称 ] 該当事項はありません。

[ 代理人の住所又は所在地 ] 同上

[ 最寄りの連絡場所 ] 同上

[ 電話番号 ] 同上

[ 事務連絡者氏名 ] 同上

【縦覧に供する場所】 フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B  
(東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ピースヴィラ・エルピー、ハッピーコースト・エルピー、カームシー・エルピー及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bを総称していいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、シーシーエス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注9) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

シーシーエス株式会社

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

### (3)【公開買付期間】

平成24年10月18日(木曜日)から平成24年11月14日(水曜日)まで(20営業日)

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付けにおいては、公開買付開始公告及び公開買付届出書(平成24年10月31日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、法第27条の13第4項第1号に基づき、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないものとしておりましたが、応募株券等の数の合計(4,300株)が買付予定数の下限(4,000株)以上となり、かつ、買付予定数の上限(4,500株)を超えなかったため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年11月15日に、報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,300(株)	4,300(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-
株券等預託証券( )	-	-
合計	4,300	4,300
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

## (4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	4,300
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	6,907
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	6,397
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年7月31日現在)(個)(g)	20,690
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	41.37

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者が所有する株券等に  
係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年7月31日現在)(g)」は、対象者の平成24年10月31日提出の第19期有価  
証券報告書に記載された平成24年7月31日現在の総株主の議決権の数です。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。